

堺県医学校補遺

宗 田 一

大阪府に合併される前の明治初期に堺県にあった県立の医学校については、先人の報告が数報みられるが、十分に整理された内容の報告はみられない。

演者は、杏雨書屋蔵の『堺医学校并野村医学所』と表記された筆写綴を披見し得て、堺県医学校の史料を最も多く収載している『大阪府教育百年史・史料編』（昭46）にもれた若干の史料を見出し得たので、それを追加すると共に、堺県医学校の設立から終焉までをここに通観し、若干の考察を加えることにした。

堺県仮医学校 明治七年五月堺市材木町東、妙国寺内に開設した堺県仮医学校は、近代医学を身につけた医師養成を目的とし、新入生には正則教育を、開業医には変則教育を行い、入学しない者は医籍から除くという強制入学制度を採用した点で注目される。

なお、同時に薬舗で調剤業務を行う者も強制入学として
いる。

七年六月、校内に診察所を設置、十一日から診療を開始したが、堺県管内の者は診察料は無料、往診（外出診察の用語を使用）は急病・重症者に限定、車代は患者負担であるが診察料を不要としている点でも、他地区の病院規則にくらべ優遇処置がとられている。

薬価は定額制で、その価は定額制採用の他地区病院とほぼ同程度である。

この時点での正則教育のカリキュラムは不明であるが、変則教育の則外日課の講義は、次のような英米型医学書の講義である。

。タンネル氏 (Th. H. Tanner, 英) 原病論講義・松邨矩明 担当

。理札氏 (J. C. Riley, 米) 薬物学講義・森鼻宗次担当 (のち千原卓三郎担当)。

。独徠氏 (R. Droy, 英) 外科新説・森鼻宗次担当 (のち森岡敏三担当)。

。タンネル氏内科書講義・森鼻宗次担当 (のちアットン氏内

科書に変更、担当は森鼻。

同分校 管内郡部の開業医の陳情を容れて、管内南北二カ所に分校を設置、分校規則を七年十一月に制定し開業医の出界の時間と費用の軽減をはかった。

堺県医学校 文部省の正式認可を得て八年三月に開校した。申請書(伺書)の校名は「未定、当分堺医学校」とあるが、一般には堺県医学校といわれる方が多かった。なお附属病院の名称も、森鼻宗次が七〇八年の著書にその肩書を「堺県病院」長といっている。なお、この書類で「第三学区第十六番中学附属堺県医学校并病院」と記しているように、中学附属の校名である。

公立堺県病院医学教授局 小学校就学の児童の増加に伴い、学校経費の捻出に苦慮した堺県は、病院費に県税を当て得るとする内務省通達に便乗し、医学校兼病院をこの名に衣換えし、九年九月内務省の認可を得ている。この時、従来の分院を分局に変更しているが、河内国六局、和泉国三局と既述のものより増加している。この時点での医学教授局の修業年限は、正則五年半、変則四年で、学課は、いわゆる医学七科(物理・化学・解剖・生理・薬物・内科・外科

学)である。

分局での教則日課として、内科摘要(H. Harshome 米)の試業、輪講、ダルトン氏(J.C. Dalton 米)生理書講義、外科新説(既掲)の輪講、試業が挙げられている。

分局の廃止 九年四月奈良県を合併した段階で、旧奈良県(大和地方)に分局を増設する検討の際、人材難で難行、分局制でうまく運営されているのは九カ所の内二カ所のみである現状から分局制が再検討され、廃止と決まり、それに代わる制度として、一小区毎に開業医・薬舗の子弟の中から医生を試験の上選り、貸費生とし養成する方法に切り換えられた。のち貸費生は右以外からも募集されている。

公立堺医学校 十三年四月病院の廃止と医学校の復活が通達された。この背景には十二年公布の改正徴兵令に、公立専門学校卒または三年課程卒の生徒の平時免許と徴兵猶子の恩典があったものとみられる。

医学校の廃校 医学校に復活したばかりの、同年九月三〇日堺医学校は廃止されることになった。表向きの理由として「今般生徒陶冶ノ方法改正致スベキ見込ニ付、該校廃止候」といつているが、既述のように医学教育に熱意を示

し、県内の衛生に留意して来た堺県が、医学校の廃校に追い込まれるには、特別の事情があったと考えざるを得ない。その大きな要因として、翌年春の大阪府への合併をひかえ、府側と交渉が重ねられた結果、府内に二つの医学校を否とする線で廃校になったものであろう。合併前に廃校の線を打ち出し、残務整理として、すでに給費している医生やこれから給費を受けようと試験合格済の医生に対し、他の医学校で就学、または開業医について修業する者には審査の上、引続き給費制を続け、管内近代医師の確保をはかるうとしている県側の熱意がここにもみられる。

(杏雨書屋)

『医務取調書上』と

『医者履歴明細書』

—明治初年の医師現状調査について

深瀬 泰 旦

岩倉使節団の一員として欧米諸国の視察からかえった長与専斎は、明治六年六月、相長知安の後をうけて第二代の文部省医務局長に就任した。そしてこの長与の医務局長就任をまっていたかのように、太政官は医制取調方を文部省に発令した。

明治新政府は、近代国家としての体裁をととのえるうえからも、民生の向上をはかるためにも、種痘の強制接種をはじめとして衛生行政全般にわたって制度の充実を企図したが、まずその根幹となる医師の教育、免許制度の確立をはからなければならなかった。それが明治七年八月一八日に公布された医制七六ヶ条である。

この当時、政府は全国の病院、医師や薬舗の状況を何一